

(平成23年4月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの期間及び59年12月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月から41年3月まで
② 昭和50年1月から51年3月まで
③ 昭和56年12月から57年4月まで
④ 昭和57年12月から58年4月まで
⑤ 昭和58年12月から59年3月まで
⑥ 昭和59年12月から60年3月まで

実家のA業に従事していた申立期間①及び②について、昭和40年頃に父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料は実家が納付していたはずであり、申立期間②は自分で納付していたことを覚えているので、申立期間①が免除、申立期間②が未納とされていることに納得できない。

また、昭和56年7月から現在まで同じB事業所に勤めているが、季節雇用期間のうち、雇用されていない期間は国民年金に加入しており、会社の休憩所にC市役所の集金人来てもらい保険料を納付していたので、申立期間③、④、⑤及び⑥が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は15か月と比較的短期間であり、申立期間の前後の期間については現年度納付していることから、申立人が申立期間②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、申立期間⑥は4か月と短期間であり、当該期間の記録が追加された昭和61年6月6日時点で申立期間⑥の保険料は過年度納付が可能であるところ、申立人は過去においても遡って保険料を納付し、未納を解決しようとした形跡がうかがえる上、前の期間の59年4月分の保険料を過年

度納付し、後の期間の 60 年 4 月分及び同年 5 月分の保険料を現年度納付している申立人が、申立期間⑥の 4 か月分の保険料についても過年度納付したと考えることも不自然ではない。

一方、申立期間①の国民年金保険料は、実家が納付していたとしているため申立人は直接関与しておらず、父親は既に他界しており、当時の保険料の納付状況等を確認することができない上、C 市の被保険者名簿では当該期間のうち昭和 40 年 7 月から 41 年 3 月までの 9 か月については、当時の同居家族 6 人全員が申請免除期間と記録されていることから、申立人の申立期間①の国民年金保険料が納付されていたとは考え難く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間③、④及び⑤については、昭和 61 年 6 月 6 日付けで国民年金加入期間に記録追加されたものであり、記録が追加されるまでは未加入期間であった上、記録追加された時点においては、時効のため保険料を納付することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの期間及び 59 年 12 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年7月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 6 月から平成 2 年 3 月まで
② 平成 3 年 7 月から同年 8 月まで

実家のA業に従事して20歳になった昭和62年*月頃に、B町役場において自分で国民年金の加入手続きを行い、年金手帳をもらった。

国民年金保険料は、B町農業協同組合の父親名義の組合員勘定から自動引き落としで納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は2か月と短期間である上、当該期間は同居の両親の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立期間②の前の期間の平成3年4月から同年6月までの3か月分については5年1月27日に過年度納付し、後の期間の3年9月から4年3月までの7か月分については5年10月13日に過年度納付していることが納付記録で確認できることから、申立人の父親が、申立期間②の2か月分だけ納付しない事情は見当たらない。

一方、申立期間①は34か月と長期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間当時、保険料の納付は父親が行っていたため申立人は直接関与しておらず、平成2年度及び3年度保険料の過年度納付についても申立人は知らなかったと述べていることから、納付の状況が不明である。

また、申立人は、昭和62年*月頃に自分で国民年金の加入手続きを行ったと述べているが、B町役場の被保険者名簿に「もれ者適用」の記載が有ることから、申立人は、同役場の「平成3年度もれ者対策」の対象者であり、職権適用により4年度から国民年金の被保険者とされ、20歳時

点の 62 年*月*日に遡って資格取得したものと推認される。

さらに、平成 2 年度分の保険料が一括過年度納付された平成 4 年 5 月 28 日の時点において、申立期間①の保険料は時効により納付することはできない上、当該期間の申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 3 年 7 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月

私は、平成4年11月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、後日、免除申請も行った。その後、免除期間の保険料を追納し、以降の分も現年度納付した。

また、平成6年1月以降の保険料は口座振替で納付することにし、母親が銀行で口座振替を申し出、最初の1か月分を窓口で納付した。

平成6年2月分と同年4月分以降の保険料は納付済みになっているのに、申立期間の同年3月分だけが免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立期間以外の国民年金保険料は全て納付済みであることから、申立人の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人に代わって申立内容を述べている母親の供述は詳細かつ具体的であり、提出された関係資料からも申立内容に不自然な点が見られない上、申立期間の1か月だけ納付しない事情は見当たらない。

さらに、申立期間に係る免除記録がオンライン記録で確認できるが、平成5年5月15日に免除申請し、その認定処理が約1年後の6年4月12日とされているのは不合理であり、行政側の事務処理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年12月から12年3月までの期間及び15年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成11年12月から12年3月まで
②平成15年10月

平成12年1月頃に、A市役所で国民年金へ加入手続をして申立期間①の保険料を窓口へ支払ったはずであり、申立期間②については平成16年に加入手続と保険料納付を当時住んでいたB市C区役所で行ったはずなので、申立期間①が未納とされていること、申立期間②が未加入・未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、平成12年1月に加入手続と保険料納付を行い、同年4月以降の保険料の免除申請も行ったと供述しているが、オンライン記録によると、同年2月以降に被保険者取得勸奨がなされていることが確認でき、加入手続の時点では4月分以降の免除の申請は制度上出来ないことから、申立人の供述には不自然な点が見られる。

また、申立人の供述もその後、「失業保険により申立期間①の保険料を支払い、その後再就職先が見つからず免除の手続を行った。」と変遷している上、申立人の失業保険受給状況を確認したところ、平成12年1月19日から3か月間は給付制限期間であり、失業保険で保険料を支払ったとする申立人の供述は不自然である。

さらに、申立期間の保険料額や納付書等の記憶も曖昧であり、申立人が保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、平成17年8月に未適用者一覧表が作成されていることから、申立期間当時は国民年金に未加入であったことがうかがえ、申立人は区役所にて加入手続を行い、保険料を区役所の窓口で納付したとしているところ、当時は既に区役所

においては保険料を納付することが出来なかったことから、申立人の供述は当時の国民年金保険料収納事務には符合しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。